

事務連絡
令和4年3月15日

(公財) 都道府県生活衛生営業指導センター 御中

(公財) 全国生活衛生営業指導センター
(担当：指導調査部)

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて

平素は、当指導センター事業の実施にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、消費税制度（インボイス制度）に関する周知・広報等に関して令和4年1月28日付け全生指発第1522号にて「消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について」通知しておりますが、その協力依頼文書の一部である「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」の内容が改正されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴指導センターにおかれては、生衛組合等に対する周知方宜しくお願いいたします。

記

【ご案内】

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表後において、事業者の方々から寄せられている質問等に基づき免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を追加等しましたので公表します。

- 【別紙1】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A
Q7における免税事業者やその取引先の対応に関する考え方として、「6 登録事業者となるような態様等」の追加等を行った。また、簡易課税制度に関する記述の追加等を行った。
- 【別紙2】免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（概要）
上記「6 登録事業者となるような態様等」の追加等に伴う修正を行った。
- （参考）インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方
上記「6 登録事業者となるような態様等」の追加等に伴い、【事例3】の追加を行った。

当該Q&Aにつきましては以下のURLにも掲載されておりますので、事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるよう周知をお願いいたします。

【財務省】 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】 https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているQ&Aは全て同じ内容となります。

以上

【本件に関する問合せ先】

(公財)全国生活衛生営業指導センター

担当：指導調査部

T E L : 03-5777-0341

F A X : 03-5777-0342